
**海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示**

高知海区漁業調整委員会指示第105号

宿毛市沖の島周辺海域における船舶を使用してのいさき釣りに
ついて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に
基づき、令和6年11月12日に次のとおり指示した。

令和6年12月6日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

1 操業の承認

3に定める操業区域（以下「操業区域」という。）において
船舶を使用していさき釣りをしようとする者は、別に定める承
認事務取扱要領に基づき、使用する船舶ごとに高知海区漁業調
整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければなら
ない。

2 承認対象者及び使用船舶

1に定める操業の承認（以下「承認」という。）の対象とな
る者は漁業協同組合員とし、使用する船舶は総トン数5トン未
満の漁船とする。ただし、委員会が特に認めたときは、この限
りでない。

3 操業区域

宿毛市沖の島、鵜来島、黒磐、二並島、三ノ瀬島、室磐、水
島及び姫島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線
に至る区域とする。ただし、第三種共同漁業権共第3,129号か
ら共第3,131号まで及び共第3,809号から共第3,814号までの漁
場区域を除く。

4 漁業時期

漁業時期は、1月1日から12月31日までとする。

5 条件

いさき釣りの条件は、次のとおりとする。

（1） 操業区域においては、ロープ等により船舶を連結して
操業してはならない。

（2） 漁獲物を他の船舶に転載してはならない。

（3） 承認を受けた者は、操業に際し、自ら承認証を携帯す
るとともに、別記第1号様式によるプレート^{びょう}を他から見や
すい場所に表示しなければならない。

（4） 日没時1時間後から日の出時^{ひよう}1時間前までの間は、操
業及び操業区域における船舶の錨泊^{びよう}をしてはならない。

6 遵守すべき事項

尾叉^き長19センチメートル未満のいさきを釣ってはならない。

7 報告義務

承認を受けた者は、漁獲成績を別記第2号様式により毎年9
月30日までに委員会に報告しなければならない。この場合、県
外に住所を有する者にあつては、その住所地を管轄する都道府

県の海区漁業調整委員会を経由して報告するものとする。

8 承認の取消し

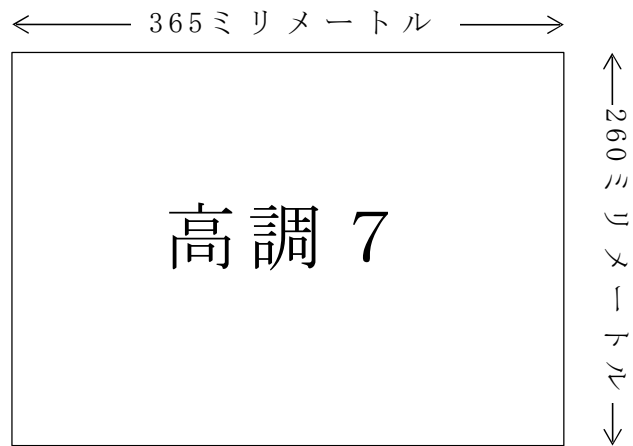
委員会は、この指示に違反して操業したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

9 指示の有効期間

指示の有効期間は、令和7年1月1日から令和11年12月31日までとする。

別記
第1号様式

宿毛市沖の島周辺海域におけるいさき釣り承認船が表示するプレート



注 プラスチック製で、黄地に黒文字で表示する。

第 2 号 様 式

年 月 日

高知海区漁業調整委員会会長 様

住 所
氏 名

年いさき漁獲成績報告書

承認番号	船名	総トン数
		トン

月	延べ操業日数	漁獲量（kg）	漁獲金額（円）	操業海域
1 月				
2 月				
3 月				
4 月				
5 月				
6 月				
7 月				
8 月				
9 月				
10月				
11月				
12月				
合 計				

高知海区漁業調整委員会指示

○船舶を使用してのいさき釣りについての指示